

目次

1. 公務員は嘘をつかない	P 1
2. 自由心証	P 3
3. 職業裁判官の説得	P 5
4. 検察官控訴	P 7
5. 日本司法教	P 9

1. 公務員は嘘をつかない

月刊現代の2008年1月号に、「裁判員制度導入を阻止せよ—模擬裁判で制度の欠陥が明らかに」と題する特集記事が掲載されており、まことに心苦しく読んだ。この記事は、埼玉地裁で行われた模擬裁判に裁判員役として参加した元高校教諭の小川司氏と、元裁判官・元検事・弁護士ら4名の司法関係者の討論を、全11ページにわたり掲載したものである。記事自体は、模擬裁判を通じて裁判員制度の欠陥を指摘するという主題に沿って、討論がうまく編集されている。しかし、特集の意図とは別に、この討論の中で、裁判官の本音が図らずしも垣間見えてしまい、そこでの日本の職業裁判官の実態には、思わず愕然としてしまう。問題なのは、裁判員制度以前に現行裁判制度なのであり、それを執行している裁判官自身ではないかと思えてしまうのである。

模擬裁判で取り上げられたのは、ホームレス同士の強盗傷害であり、酒代に困ったホームレスが、公園で別のホームレスを殴って金を奪ったという事件である。裁判官と裁判員の参加した評議で問題となったのは、自衛官の目撃証言の信用性である。この自衛官は、携帯電話でメールをしながら被告人らの様子を見ており、殴る直前と殴った直後の被告人の様子を見ていたものの、殴る行為そのものを見たわけではなかった。しかし、証人は、被告人と被害者の体勢から判断して、模擬裁判では「殴った」と証言したのである。

この自衛官の証言に対して、裁判員からはその信用性を疑問視する声が上がったが、裁判長は、

「証人は公務員だし、嘘を言う立場にはない」

と発言し、これに対して裁判員の間から、

「職業差別だ」

と反発が起きたという。

さて、このような経緯を経て、有罪・無罪の評議が行われた。本件強盗傷害事件について、職業裁判官3名は一貫して有罪を主張し、これに対して市民裁判員は、当初5名が無罪意見で1名が有罪意見であった。すなわち模擬公判直後の評議の開始段階では、5対4で無罪意見が有罪意見を上回っていたのである。ところが評議を続けていく中で、一人の市民裁判員が職業裁判官の説得に応じて、無罪から有罪へと意見を転換した。そこで評議は打ち切れ、5対4の逆転有罪が決められたというのである。

なんとも痛ましい裁判であるが、これが模擬裁判でよかった。本件模擬裁判は強盗傷害事件であることから、ここに出される判決はおそらく有期執行猶予刑となるのであろう。殺人事件での死刑判決でなくて良かった。しかし、本来、裁判員制度で扱われるのは重大事件に限られるのであるから、実際に市民裁判員が参加するのは少なからぬ凶悪殺人事件なのである。本件ごときの強盗傷害事件の模擬裁判で、市民裁判員の絶対的多数が無罪の心証を持ちながらも、結果として有罪判決が出てしまうのであれば、実際の裁判員制度の施行に際しては、本件模擬裁判と同様の経緯により、裁判員が死刑判決に参加してしまうことは必定であろう。

そこで、まず、本件模擬裁判で問題とされた自衛官の目撃証言について検討する。ここで、自衛官は犯行直前と直後の被告人を目撃しているのであり、犯行行為自体は見えていないことについては争いがない。自衛官は、犯行の直前・直後の状況と被告人と被害者の姿勢から判断して、

「被告人は被害者を殴った。」

と証言したものである。これを捉えて、市民裁判員は、信用性がないと主張したのであろう。なぜなら、自衛官は、被告人が被害者を殴ったところを見ていないからである。従って、この証言は、被告人が被害者を殴ったという事実を証言したのではなく、

「私は被告人が被害者を殴ったと思います。」

という、証人の意見を述べているに過ぎず、したがって信用性がないと判断したのである。まことにもっともな証拠判断ではないか。

この市民裁判員の意見に対して、職業裁判官は、

「証人は公務員だし、嘘を言う立場にはない。」

などと訳のわからないことを言って、自衛官の目撃証言の証拠価値を認めたという。馬鹿ではないのか？証人が自衛官で公務員であることについては争いがないが、そのことと証人が嘘を言う立場にはないことは何の関係もない。それに、市民裁判官が言っているのは、証人が嘘を言ったかどうかではなく、証人は自分が見たわけでもないことを見たとして証言したのであるから、その証言は証拠上の信用性がないと主張したのである。市民裁判員は、何もこの自衛官が嘘をついたなどとは一言も言っていない。自衛官は嘘をついた訳で

はないのであろうが、自分の思い込みから、見てもいないことを見たかのごとき証言をしてしまっているのです、その目撃証言は証拠価値がないと言っているに過ぎないのである。

それに対してこの裁判長の言ったことは、

「あんたたち素人が、公務員を嘘つき呼ばわりするのか！」

と恫喝したに等しい。この人は裁判官以前に、人間として問題がある。

しかし、いくら日本の裁判官といえども、まさか詐欺師ではないのであろうし、しかも模擬裁判なのであるから、できるだけ公平な裁判を見せつけようと、それなりに努力もしているであろう。それにもかかわらず、裁判長がこのような理不尽なことを言い出すのは、実は訳がある。

日本の職業裁判官は司法のドグマの中に思考経路が閉塞されて、そこから抜け出すことができないのである。起訴有罪率99.9%という日本の司法は、日本司法教とでも言うべき戦後の新興宗教なのであり、裁判官とはこの日本司法教の牧師である。日本司法教の職業牧師である裁判官の思考経路は、日本司法教の教義の中で自己完結している。そこでの思考は、すべての宗教教義がそうであるように、人間の社会常識とは多かれ少なかれかけ離れたものとならざるを得ないのである。従って、本件模擬裁判と同様の状況下では、日本の裁判官であれば誰でもこの裁判長と同様の行動を取ってしまう。

2. 自由心証

刑事訴訟法上、事実の認定は証拠による（刑事訴訟法第317条）とされている。法廷に提出された証拠は、それを使って事実認定を行ってもかまわない証拠と、使ってはいけない証拠に峻別され、安全な証拠だけが事実認定にまわされるという建前になっている。ここで使ってはいけない証拠とは、たとえば、任意性のない自白調書や反対尋問を経ない供述が該当し、その詳細は刑事訴訟法に規定されている。さて、本件自衛官の法廷証言は、それが公判で行われた証言であり、当然に弁護人による反対尋問を経ているのであるから、その内容にかかわらず証拠能力が認められる。現行司法実務上、本件自衛官が、見てもいない犯行を見たとして証言したとしても、それは問題なく証拠価値が認められてしまうのである。本件での奇怪な裁判長の言動を理解するためには、裁判官がこのような刑事訴訟法上の思考経路をたどっていることを知らなくてはならない。

さて、ここで重要なことは、証拠能力と証拠の証明力が違うという点である。本件自衛官が、見てもいない犯行を見たとして証言したことに異論はなく、しかしその証言が刑事訴訟法にしたがって証拠価値が認められることも異論はない。そこでその証拠からどのよう

な事実が推認できるのかということが問題となるのであるが、これを証拠の証明力という。現行刑事訴訟法は、証拠の証明力は裁判官の自由な心証による（刑事訴訟法318条）として、自由心証主義を取っている。

本件での職業裁判官は、本件自衛官の証拠価値のある証言から、

“自衛官が見てもいない犯行を見たとして証言したとしても、殴る直前と殴った直後の被告人の様子を見たのであり、そのことと被告人と被害者の姿勢から判断して、殴ったと思ったのであるから、従って、被告人が被疑者を殴ったという事実が推認できる”

という思考経路をたどって、本件有罪の自由心証を持ったのである。この際、証人が自衛官であり、公務員であることも、職業裁判官の本件事実認定を大いに助けている。

そうすると、同じ証拠を見て、方や職業裁判官は、

“自衛官が見てもいない犯行を見たと言っているにもかかわらず、被告人が被害者を殴ったという心証”

を持ち一方の市民裁判員は、

“自衛官は見てもいない犯行を見たと言っているのであるから、被告人が被害者を殴ったかどうかはわからないという心証”

を持ったということになる。

同じ証拠を見ながらこれだけ正反対の事実認定がなされる理由には、職業裁判官の検察官に対する絶大な信頼がある。本件が公判に付される以前に、本件は検察官による厳格な捜査が行われ、慎重な起訴基準の元で厳選されて公判に付されていることになっている。そのような起訴手続きを経て裁判を行う以上、被告人は有罪に決まっているのである。検察官に対する絶対的な信頼は、日本司法教の重要な教義の中核にある。このような意識文化と刑事訴訟法による思考経路の中で生涯をすごしつつある裁判官は、本心そう思っているのであり、だから模擬裁判にもかかわらず、このような事実認定をしては有罪判決を出してくれるのである。

これに対して市民裁判官は、検察官に対する絶大な信頼感など持ちあわせていない。ましてや、

「自衛官は公務員だから嘘を言わない」

などと言われた日には、民間人としての当然の反発もあるであろう。だから、

“自衛官は見てもいない犯行を見たと言っている以上、被告人が被害者を殴ったかどうかはわからない”

という、至極当然の事実認定に至ったのである。

もとより有罪判決は、合理的疑いを超える有罪立証が行われた場合に限り出されなくてはならない。本件強盗傷害事件に有罪判決を出すためには、被告人の有罪立証につき、ほんの少しでも合理的疑いがあるてはならない。さて、検察官に対する盲信のない市民裁判官の圧倒的多数は、本件強盗傷害の目撃証言につき合理的疑いを抱いた。ならば本件模擬裁判による有罪判決は誤審なのである。市民裁判官の圧倒的多数は、無罪の心証をもちながら、本件有罪判決という誤審の共犯者となってしまった。本件が死刑判決であれば、参加した市民裁判員もまた殺人の共同正犯ということになるであろう。

3. 職業裁判官の説得

月刊現代の記事の中では、評議における職業裁判官と市民裁判員とのやり取りが生々しく描き出されている。市民裁判員として参加した元高校教諭の小川氏の発言を注意深く聞く必要がある。

「そうなんです。ある裁判員の発言に対し別の裁判員が意見を述べようとすると、裁判官が割って入るという感じで、裁判員同士の議論のキャッチボールがなかなかできないんです。」

「ええ。裁判員の意見に対して別の裁判員が反論なり賛意なりを投げかけるというよりも、裁判員の発言に対して裁判官が捕捉したり、異議を唱えたりという構図です。」

裁判員制度における職業裁判官3名と市民裁判員6名の評議では、常に職業裁判官が主導権をとる。そこでは市民裁判員同士の自由な議論は行われず、職業裁判官対市民裁判員の対立の構図が出来上がる。すでに模範解答を持っている先生と、回答を持たない生徒のような優劣の下で、先生による生徒の指導・矯正が行われるのである。これでは市民裁判官の健全な社会常識に基づく事実認定など行われるはずはない。職業裁判官と市民裁判員の合議では、常に職業裁判官が主導権をとり、その中で市民裁判員は職業裁判官の意見を拝聴する以外に選択肢などない。(注1) 事実認定にたった一人の職業裁判官が参加しただけで、その事実認定は、一般市民の健全な社会常識からは乖離してしまうのである。

さて、ここで問題の、職業裁判官による市民裁判員の説得が行われてしまった。小川氏によるこの場面の描写は次の通りである。

「最初、裁判員の意見は1対5で無罪が多かった。裁判官は3人とも有罪でした。つまり最初は4対5で無罪が優勢でした。しかし、3時間ほど評議をして、再度意見を交換すると、裁判員1人が意見を無罪から有罪に変え、5対4で有罪多数となり、そこで評議が終わりました。」

「本人からも（意見を変えた）説明はなかったし、裁判長も聞きませんでした。では有罪でいいですねと念を押され、それでお終いでした。」

この評議では、当初4対5で無罪判決となりそうだったのである。そこで少数意見となってしまった3名の職業裁判官は慌てたのではないか？そこでこの人たちは、無罪意見を表明した5名の市民裁判員の中から、最も説得に弱そうな人を特定し、よってたかってこの人を説得したのではないか？素人の市民裁判員がプロの職業裁判官3名によつてたかって3時間も説得されたのでは、無罪意見が有罪意見に変わるに決まっている。

小川氏は、1人の市民裁判員が意見を変えて無罪が有罪に変わった衝撃的な瞬間を、

「そこで評議が終わりました。」

と淡々と表現している。このことから、職業裁判官は何でもいいから1人の意見を有罪に変えたかったのであり、その説得に3時間かかったから、本件評議は3時間だったに過ぎないということが分かる。まるで出来レースの茶番劇ではないか。本件では、たまたま1人の市民裁判員が最初から有罪意見だったので、説得は1人で済んだが、市民裁判員の全員が無罪意見であったとすれば、職業裁判官は2人の説得をしたに違いないのであり、その場合この評議は3時間ではなく、もっと時間がかかったことであろう。そしてその場合にも、2名の意見が変わった瞬間に、

「では有罪でいいですね。」

と念を押され、それでお終いになったに違いない。

言うておが、市民裁判員は仕事や育児を休んで裁判に出ているのである。しかも市民裁判員は、何も裁判が好きでやっているわけではなく、それが国民の義務だというからやっている。選任された以上拒否すれば罰金刑だと言われたから、裁判に出て、有罪無罪の評議にも参加しているのである。自らの選択により裁判官を職業として、手厚い身分保障の元に高給を得ている職業裁判官とは訳が違う。そこで、有罪・無罪の評議があり、どう考えても無罪と思える事件であるため無罪だと言ったところ、3時間にもわたり、職業裁判官がなんだかんだと訳のわからないことを並べ立てては、有罪だと言い張るのである。自分が有罪に意見を変えない限り、評議は何時までたっても終わらない。であれば、ほとんどの人はさっさと意見を変えて、早く家に帰りたいのではないか？自分のせいで有罪判決を食らう被告人には申し訳ないけれど、職業裁判官があそこまで言うのであるから、被告人はきっと有罪でも良いのではないか？そして有罪判決が下されるのである。

これが裁判員制度の実態なのであり、それは現在の日本の冤罪構造に市民裁判員を巻き込んで、職業裁判官の原罪意識を緩和する恐るべき制度なのである。裁判員制度により、職業裁判官は、冤罪判決を出すことに躊躇いを感じる必要はなくなる。市民裁判員でさえか

有罪と言ったのである。刑罰は重罰化するであろう。市民裁判員もそれを支持したではないか。裁判員制度は、冤罪構造を抱える現在の裁判制度の問題をさらに深刻化させるであろう。この制度は、神ならぬ人が、人を裁くことに対する自然な恐れ慄きを麻痺させる。赤信号もみんなで渡れば怖くないのであり、冤罪判決も、裁判員制度の下では誰からも批判されない。職業裁判官は、長期実刑判決や死刑判決を出す空恐ろしさを感じずに済むのである。裁判員制度は、職業裁判官の冤罪判決免罪制度である。以後、この制度を裁判員制度などと言うのはやめて、裁判官免罪制度と言うがよろしかろう。

4. 検察官控訴

埼玉地裁の模擬裁判における裁判官の説得には恐れ入ったが、それに対する元裁判官の発言にはさらに度肝を抜かれた。前項の職業裁判官による市民裁判員の説得を受けて、元長野地家裁所長で東京高裁部総括判事を歴任した大久保太郎氏は、以下の発言を行っている。

「さて、ここからは実務を担っていた専門家としての意見ですが、小川さんは『裁判官には一般市民の感覚を司法に採り入れようという気持ちはない』と言いましたが、私は彼ら裁判官の態度について、無理もないと思います。模擬裁判では、3人の裁判官全員が有罪の心証を持ったようですが、そうであれば裁判官らは裁判員を説得して有罪の結論を得なければなりません。なぜなら、裁判官はその良心に従って、真実を明らかにする任務を負っているからです。評議の時間も限られていますから、裁判官の態度も教導的にならざるを得ないでしょう。

それに、もし多数の裁判員の意見に従って無罪判決を出したとしたら、裁判官3人が有罪の心証を持っているくらいの事件ですから、たちまち検察官に控訴され、控訴審で一審判決が破棄されることは目に見えています。」

この人は、大して謝礼金など出ない月刊現代の討論に出てきて、裁判員制度についての意見を述べているくらいなのであるから、これでも元裁判官の中ではまともなほうなのであろう。このふざけた元裁判官の発言を読んで、多くの現役裁判官は、したりと膝を打ったのではないか。この発言には、現在の裁判官が普遍的かつ潜在的に持っている反社会的危険思想が如実に現れている。

大久保氏の発言は、職業裁判官は市民裁判員を説得しなければならないという前半部分と、無罪判決を出すと控訴されてしまうという後半部分に分けて考える事ができ、両方とも間違っている。まず前半部分について検討すると、大久保氏の理屈は、

「職業裁判官はその良心に従って真実を明らかにする任務を負っている。」

のであるから、

「その職業裁判官が有罪の心証を持った」

以上、

「裁判官は市民裁判員を説得して有罪の結論を得なければならない」

のであり、その際には、

「職業裁判官の態度も教導的にならざるを得ない」

という構成になっている。

しかし、裁判員制度において、その良心に従って真実を明らかにする任務を負っているのは、職業裁判官だけではなく、市民裁判員も同じくその任務を負っている。この人の言によれば、まるで市民裁判官には良心がなく、真実を明らかに出来ない阿呆な存在でしかない。そこでこの人は、良心のある職業裁判官の結論をもって、市民裁判官の意見を教導的に説得しなければならないと言っているのである。この人の主張は、職業裁判官の事実認定は常に正しく、市民裁判官が何を言おうが、職業裁判官の意見が結論となるべきであると言っているに等しい。であれば市民裁判員を入れた評議など、はなからやる必要はない。

この人の発言の背景には、抜き差しならない職業裁判官の優越意識がある。職業裁判官は常に正しく、市民裁判官は職業裁判官と同じ意見を持たない限り、いつも間違っていると言うのである。この人は、事実認定にプロとアマの差などないという、人類の普遍的原理を知らなくてはならない。証拠の証明力は自由心証で行なう以外に方法はなく、事実認定は、証拠からどのような事実が推認されるかを合理的な社会常識に照らして判断するものである。この人に欠けているのは、現在の日本の職業裁判官が社会常識の欠陥人であるという自覚であり、したがって、社会常識に欠けた職業裁判官は、健全な社会常識を持った市民裁判員の事実認定から、教導的に教えを請わなくてはならないのである。事実認定において、教導されるべきは市民裁判員ではなく、むしろ職業裁判官であることを、この人は分かっていない。

後半部分はさらにひどい。市民裁判員の意見に従って無罪判決を出しても、どうせ検察官控訴をやられて、高裁で逆転有罪になるに決まっているというのである。(注2) 確かに現在の高裁判決は、7対3の割合で、逆転有罪が逆転無罪を凌駕している。そこでこの人は、一審で無罪判決を出しても、それは必ず検察官控訴が行なわれ、高裁では逆転有罪になるのであるから、一審段階ではやはり有罪判決を出すべきだと言っている。

この人は

「裁判員3人が有罪の心証を持っているくらいの事件ですから」

として、殊更に本件の有罪性を強調しているものの、現在日本の一審では99.9%の有罪判決が出ているのであるから、現在の日本の裁判官では、(その事件の内容にかかわらず)

無罪の心証を持つ人はもともと千人に一人未満しかいない。3人の職業裁判官が全員有罪の心証を持ったことは、本件職業裁判官がいつもやっている事実誤認をしたということに過ぎず、だからといって本件の有罪性を強調できる理由とはならない。すなわち、この人の理屈を推し進めていくと、日本では裁判は有罪判決を出すためだけに存在するという現実を、追認するだけの事になってしまう。

結局この人の言っていることは、たとえ裁判員制度になっても、一審では有罪判決を出すべきであり、そうでなければ検察官控訴により高裁有罪となるのは目に見えており、そうなる自分達が最高裁の人事評価でマイナスとなるのであるから、裁判官の説得は当然の事だと言っているに過ぎない。そして、この人の言は全ての現役裁判官の本音なのであり、それでもこの人はそれをマスコミの前で臆面もなく言うだけ、少しはましということになる。

5. 日本司法教

現在の裁判制度が、日本司法教とも言うべき宗教教義であることを論述したが、この教義の根底にあるのは、検察官起訴に対する絶対的な信頼である。だから、裁判所は、証人が法廷に出てきて検察官面前調書の内容とは異なる本当のことなど言い出せば、法廷証言より検察官面前調書のほうが信用できるなどと馬鹿げたことを言い出しては、検察官起訴どおりの有罪判決を出してくれるのである。裁判官の検察官面前調書に対する絶大なる信用は、刑事訴訟法第198条の規定に根拠がある。以下にその全文を掲載する。

刑事訴訟法第198条

- ① 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
- ② 前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなくてはならない。
- ③ 被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。
- ④ 前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申し立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。
- ⑤ 被疑者が、調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒否した場合は、この限りでない。

如何であろうか？犯罪捜査で被疑者とされ、検察庁から呼び出されたとしても、行きたくなければ行かなくてもかまわないのである。途中で帰ってもいい。取調べに当たっては、

言いたくないことは言う必要がなく、検察官が調書を作成すれば、それを読んで間違いを訂正させることもできれば、そんなことは言っていないとして削除を求めることもできる。自分の主張はこういうことだと言って、それを調書に取らせることさえできるのである。以上、増減訂正の申し立てがなされれば、検察官はこれを拒むことができない。検察官面前調書とは、このような手続きを経て、さらにその最終調書に間違いがないことを被疑者が確認した場合に限り、被疑者に署名押印を求めることができるのであり、それにもかかわらず、なお被疑者は検察官面前調書に署名しなくともかまわない。

日本は、まことに人権保護の行き届いた刑事訴訟法を持っている。日本の職業裁判官は、この刑事訴訟法に生きる人たちなのであるから、当然に、この刑事訴訟法の規定に従って検察官面前調書が作成されていると信じている。しかし、残念ながら、日本の検察官でこの刑事訴訟法を遵守して検察官面前調書を作成している人など、誰もいない。

読者が不幸にして事件の容疑者とされた場合、私は、読者が日本の刑事訴訟法が定める被疑者の権利を行使することを薦めない。任意捜査で呼び出しを受けたものの、行きたくないからといってこれを断れば、間違いなくその人は逮捕される。逮捕理由がないと言うかもしれないが、そんなものは検察官にとっては何とでもなるし、裁判官も逮捕事由の正当性などいちいち吟味している暇はない。(注3) 取調べでは必ず検察官面前調書が作成されるが、その増減訂正など申し立てようものなら、筆舌に尽くしがたい拷問に会い、その被害は本人だけではなく、その勤務先、関係者、家族、縁者に及ぶであろう。取調べは監禁下での密室で行われるのであり、ここでは検察官は何をしても分からないのである。だから検察官は、自白調書を取るためには何でもやる。このような刑事訴訟法違反の違法取調べの実態は、鹿児島志布志や富山の冤罪事件で明らかとなったとおりである。

検察官による密室監禁下での違法取調べの実態が、近時のマスコミ報道によりこれだけ赤裸々に暴露されているにもかかわらず、それでも日本の裁判官は、検察官面前調書に何の疑問も持たないものであろうか？にわかには信じがたいことではあるが、裁判官は、それでも検察官面前調書のほうが法廷証言より信用性が高いと信じている。

この裁判官の盲信は、十字架にかけられて一旦死亡したイエス・キリストが再び生き返ったとか、聖母マリヤが処女懐妊をしてイエス・キリストを生んだなどという、明らかな嘘を心底信じている敬虔なキリスト教信者の信仰と、同じ精神構造の元できわどく成立している。死後復活や処女懐妊がなければ、キリスト教そのものが成立しないのである。検察官面前調書の絶対性を信じなければ、起起訴有罪率99.9%の日本司法教そのものが成り立たない。

ところがここでまことに困った事態が出来た。元検察庁特捜部検事の田中森一氏の著作「反転」である。田中森一氏は、この著書の中で、検察庁特捜部の取調べが、特捜部首脳陣により作られた筋書きにあわせて、事件を組み立てていくものであることを暴露している。田中氏によれば、検察官面前調書は次のようなものだというのである。(注4)

“こうして筋書きどおりに事件を組み立てていくためには、かなりの無理も生じる。調書一つとるにも、個々の検事が自由に事情聴取できない。筋書きと大幅に異なったり、筋書きを否定するような供述は調書に取れない。調書には、作成段階で副部長や主任の手が入り、実際の供述とは違ったものになることも多い。だから、上司の意図に沿わない調書をつくっても、必ずボツにされる。なにより、まずは筋書きありき。検事たちは尋問する際も、筋書きどおりの供述になるよう、テクニックを弄して誘導していく。”

また密室監禁下での取調べでは、田中氏は次のようにしていたとも言う。(注5)

“これでは自白なんか引き出せない。そのため、被疑者本人に対しては、わざと冷たくあしらうように心がけてきた。とくに逮捕後、最初の10日間の勾留までは、ほとんど相手の言い分や情状を訴える言葉を聞かない。「貴様」「オドレ」「お前」と常に呼び捨てにし、一方的に怒鳴りつけた。机を激しく叩きながら、ときにフロア中に響きわたるほどの大声を発して責め立てる。被疑者を立たせたまま尋問することもしばしばだった。”

今まで多くの冤罪事件の被告人が、検察官の違法な取調べによる事件の捏造を主張してきたが、裁判所はこのような被告人の主張をまともに聞き入れてこなかった。被告人が何を主張しようと、検察官が違法捜査や事件の捏造を認めないからである。裁判所にしてみれば、日本司法教の教義に従って、被告人は嘘を言うに決まっているのであり、一方、検察官が嘘を言うことなどありえないことになっていた。

しかし、今回、その当の特捜部検察官であった田中森一氏自身が、

(1) 取調べもしていない特捜部の上層部が事件の筋書きを捏造すること、
(2) 検察官面前調書は筋書きどおりに作成され、被疑者の言い分は全く取り入れられないこと、

(3) 事実と異なる検察官面前調書に署名させる(自白させる)ためには、暴言や脅迫あるいは拷問が行なわれること、

を实名手記により暴露した。やられた側が「やられた」と言っていることを、やった側が「やった」と認めたのである。日本司法教の教義の中核をなす検察官面前調書の絶対真実神話は崩壊した。裁判所はいったいどうするつもりか？

「反転」は、発売後6ヶ月にして、既に25万部を売り切っており、現在もなおその売れ行きは衰えを見せない。「反転」がベストセラーとなっている事は、検察庁にとって見るとまことに頭の痛い問題ではあるが、検察庁以上に最高裁判所は困っているのではないかなぜなら、この本に書かれている事はどう読んでみても本当のことなのであり、それがこれだけ売れて国民の関心を集めている以上、田中森一氏に上告棄却を食らわせて、その身柄を収監するのは憚りがある。

田中氏は既に著名作家なのであり、時の人である。真実を告発する田中氏を上告棄却として収監すれば、マスコミが大騒ぎをしてくれる。そして田中氏は殉教者となり、あろうことか、あの「反転」がさらに売れてしまうではないか。

田中森一氏は、2006年1月31日に、東京高等裁判所で懲役3年の実刑判決を受けており、現在最高裁判所に上告中である。最高裁判所への上告期限は高裁判決後2週間であり、さらに上告趣意書の提出は上告期限後6ヶ月を超えることはない。そうすると、田中氏の上告趣意書は2006年8月には最高裁判所に提出されているに違いないのであり、最高裁判決は通常上告趣意書提出日から3ヶ月から6ヶ月の間に出るのが通例である。もちろん、日本司法教の教義に従って、田中森一氏の上告は棄却されるのであろうが、そうであれば2006年の11月から2007年の2月にかけて、もうとっくに田中森一氏は実刑が確定して収監されていなければならない。

ところで、田中森一氏が俄然マスコミに登場して、検察庁特捜部の違法捜査の実態を喋り始めたのが2007年に入ってからのことである。ベストセラー「反転」の初版が2007年6月25日である。田中氏は、元特捜検事なのであるから、自分が検察庁特捜部の違法捜査をマスコミで告発すれば、それは検察庁を直撃するだけではなく、最高裁が自分に実刑判決を出すことを強く牽制することを知っている。(注6)だから田中森一氏はこの本を書いて、古巣である検察庁特捜部の秘密を暴露したのである。田中森一氏の実刑収監をかけた捨て身の暴露が、日本司法教の教義の根幹を直撃している。

2008年1月25日 公認会計士 細野祐二

(注1) 新月島経済レポート2007年12月号「裁判員制度—前編」参照。

(注2) 陪審員制度をとる国で、検察官上訴を認めている事例はない。三審制の中で、たとえ一度でも公開の裁判で無罪が出た以上、検察官による上訴は認めるべきではないとする考えがある。なぜなら、その事はその後の審理に関わらず、将来にわたり少なくとも有罪とするに合理的な疑いがあることを意味するからである。しかもそれが市民裁判員の参加する公開裁判での無罪である以上、検察

官上訴は認めるべきではない。ところで名張毒ぶどう酒事件においては、一審の津地方裁判所では無罪判決が出ている。この事件は、その後の名古屋高等裁判書で逆転有罪となり、最高裁で死刑判決が確定したものである。検察官上訴がなければ、奥西死刑囚はもうとっくの昔に無罪が確定し、自由の身になっていたのである。

(注3) この事は証拠がある。新月島経済レポート2008年1月号「裁判員制度—中篇」注2参照

(注4) 「反転」幻冬舎刊、P179

(注5) 「反転」幻冬舎刊、P140

(注6) 月刊日本2008年1月号で田中森一氏は、ジャーナリストの田原総一郎氏からの質問に答えて、「検察は間違ったことに気づいたとしても、後戻りしません。」と答えている。これに対して田原氏は、「田中さん、今あなたは重大な事を言った。あなたも検事の時には、間違ったことに気づいたとしても、後戻りしなかったのですか。」と追い討ちをかけている。田中氏の回答は、「そうです。後戻りしませんでした。」というものである。田中氏にここまで言われれば、検察庁もヤヤコシイ反論などできない。